

労災診療費算定基準が改定

2026年6月以降の診療分に適用されます

主な改定点

1. 再診料を引き上げます
2. 入院時食事療養費を引き上げます
3. 療養の給付請求書取扱料を引き上げます
4. 各種文書料を引き上げます
(新たに「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」の診断書料が支給されます)
5. 60歳以上の高年齢労働者に係る加算を設けます
6. 労災電子化加算の措置期間が2028年3月診療分までに延長されます

1. 再診料の引き上げ

労災診療費の再診料の金額を、以下のとおり引き上げます。

【再診料】

- ・1,420円 → **1,430円**
- ・ 710円 → **720円** (同一日に複数診療科受診時の2科目め)
- ・1,020円 → **1,030円** (紹介状なしで受診した場合の定額負担を求める場合) ※歯科のみ

2. 入院時食事療養費の引き上げ

入院時食事療養費の金額を以下のとおり引き上げます。

【入院時食事療養費(Ⅰ)1食につき】

- ① ②以外の食事療養を行う場合 830円 → **880円**
- ② 流動食のみを提供する場合 750円 → **800円**

【入院時食事療養費(Ⅱ)1食につき】

- ① ②以外の食事療養を行う場合 670円 → **720円**
- ② 流動食のみを提供する場合 610円 → **660円**

3. 療養の給付請求書取扱料の引き上げ

療養の給付請求書取扱料の金額を2,000円から**2,200円**に引き上げます。

4. 各種文書料の引き上げ

労災診療費の文書料を、以下のとおり引き上げます。

- ・障害(補償)等給付請求用診断書料 4,000円 → 7,000円
- ・その他の診断書料 3,000~5,000円 → 4,000~6,000円
- ・証明書料 2,000円 → 2,200円

また、令和8年6月1日より、新たに「アフターケア実施機関の更新に関する診断書」について、1通につき**5,000円**を支給します(「アフターケア委託費請求内訳書」の「摘要」欄に診断書料5,000円と記載することにより、アフターケアに要した費用として請求できるようになりました)。

※詳細は労災診療費算定マニュアル(令和8年6月版)の参考15をご確認ください。

5. 高年齢被災労働者(60歳以上)に係る加算

高年齢被災労働者(60歳以上)に係る加算を、以下のとおり設けます。

・職場復帰支援・療養指導料

高年齢被災労働者(60歳以上)に対して、就労に当たっての療養上及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋(60歳以上被災労働者用)」を交付した場合に**150点**を上乗せして算定する

・社会復帰支援指導料

高年齢被災労働者(60歳以上)に対して、医師が、日常生活上の注意事項等について、「再発防止のための指導項目(60歳以上被災労働者用)」の指導項目に基づき指導等を行った場合に**100点**を上乗せして算定する

※詳細は労災診療費算定マニュアル(令和8年6月版)をご確認ください。

6. 労災電子化加算の措置期間の延長

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求または光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点を算定できます。この加算の措置期間が**2028年3月診療分まで**となりました(**2026年4月以降の診療分から適用します**)。

※ 薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

※ 電子レセプト請求を開始するにあたっては、所定の手続きが必要となります。

詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

労災レセプト電算処理システムヘルプデスク
TEL:0120-631-660
労災レセプト電算処理システムについてはこちら▶



労災診療費算定基準
算定マニュアル
(令和8年6月版)
および各種様式

